

「歴史的風致維持向上計画」策定に向けた手引き ～事例からみる計画策定の意義・効果～

<目次>

1章. はじめに

- 1-1. 本書の目的と構成
- 1-2. 用語の定義

2章. 「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果

- 2-1. 計画策定の要件
- 2-2. 「歴まち計画」の特徴及び計画策定に伴う効果
- 2-3. 「歴まち計画」策定自治体への支援措置・制度

3章. 「歴まち計画」の策定体制・流れ

- 3-1. 「歴まち計画」の策定体制
- 3-2. 「歴まち計画」策定の流れ
- 3-3. 継続した歴史まちづくりへの取組

相談窓口

令和2年3月

(令和3年3月一部改定)

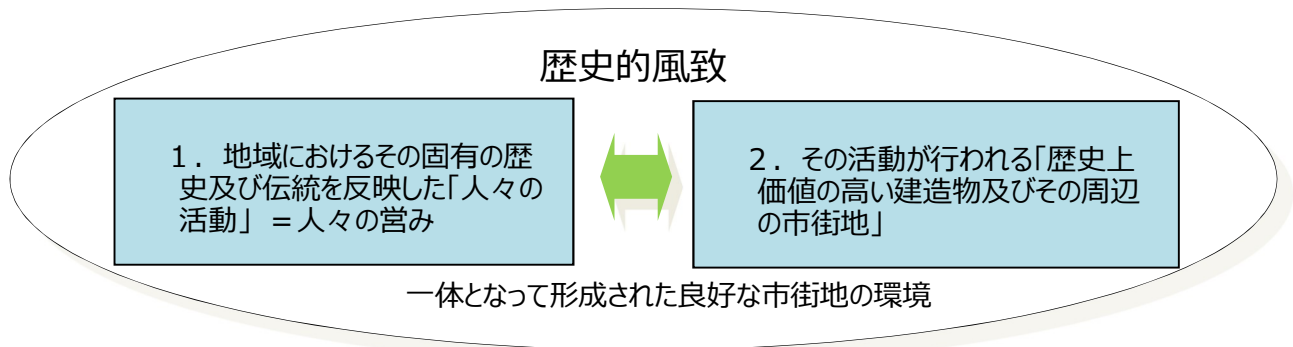
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

1章. はじめに

1-1. 本書の目的と構成

(1)本書の目的

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」と略記）は、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくために、平成20年に制定されました。
- ・「歴史的風致」は、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の3つが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境を指し、これらを一体的に「維持」、「向上」させることを目的としています。



高山市三町伝統的建造物群保存地区と高山祭（岐阜県高山市）

- ・具体的な方法としては、歴史まちづくりをすすめる自治体が、「歴史的風致維持向上計画」（以下、「歴まち計画」と略記）を作成し、これを国が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった、重点的な支援を受けることができます。
- ・令和3年3月末時点で「歴まち計画」を策定し、計画の遂行に取り組む自治体は86自治体となり、うち、25自治体は、1期計画を終え、2期計画に移行しています。
- ・一方で、平成30年に国土交通省が行った景観及び歴史まちづくりに関する全国調査^{*}では「財源の確保」、「職員不足」、「知識や技術の不足」が景観及び歴史まちづくりの課題としてあげられています。また、歴史まちづくりについては、「制度が認知されていない」ということも課題として明らかになりました。

^{*}「景観及び歴史まちづくりの取組等に関するアンケート」（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

景観・歴史まちづくりに関する地方公共団体の取組状況や取組課題等を把握するとともに、景観・歴史まちづくりに関する国の施策について、認知度、活用状況、有効性を把握することを目的とするアンケート

- このような状況を受け、「歴まち計画」の特徴や計画策定に伴う効果を広く伝えることを目的として、当該手引きを作成しました。
- また、「歴まち計画」を実際に策定する自治体に対しては、「歴史的風致維持計画策定マニュアル」も別途作成していますので、併せて参照ください。

(2)本書の構成

- 本書の構成は、「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果、「歴まち計画」の策定体制・流れとなっています。
- また、それぞれの章ごとに、「歴まち計画」策定に際しての対応状況について、自治体アンケート調査を行い、その内容（アンケート調査の概要は下段参照）を「自治体の声」として掲載しています。

- アンケート調査の概要は以下のとおりです。

対象：「歴まち計画」認定済の78自治体及び同計画の策定に向けて協議中の12自治体 （令和元年10月時点）
回収状況：認定済自治体72、協議中自治体12 計84自治体（回収率：93%）
期間：令和元年12月～令和2年1月
主な設問項目：「歴まち計画」策定の特徴と効果、「歴まち計画」策定自治体への支援措置及び制度、 「歴まち計画」の策定体制、「計画策定の流れ」、「歴まち計画」策定時の工夫点

1-2. 用語の定義

・ここでは、「歴まち計画」を策定する上で、使用する主な用語の定義を記載します。

■ 歴史的風致

・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

■ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

・伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の無形民俗文化財や生活文化等も含むもの

■ 建造物

・建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの

■ 歴史的風致を形成する建造物等

・歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地のことを指し、50年以上の歴史を有しているもの（文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取り扱う）

■ 法定協議会

・「歴まち計画」の作成及び変更に関する協議並びに「歴まち計画」の実施に係る連絡調整を行うための協議会（各自治体で設置され、名称は様々）

■ 重点区域

・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、又は、重要伝統的建造物群保存地区内の土地にあって、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

■ 歴史的風致維持向上施設

・道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復元した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

■ 歴史的風致形成建造物

・重点区域内において、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物（市町村が指定）

■ 歴史的風致維持向上支援法人

・市町村が指定する、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等

■ 歴史的風致維持向上地区計画制度

・地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建造物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするもの

2章. 「歴まち計画」の特徴と計画策定に伴う効果

2-1. 計画策定の要件

- 「歴まち計画」を策定するにあたっては、当該計画に基づく「重点区域」を設定することが必須となっています。そのため、下記に示す重点区域を設定するための要件を満たすことが計画策定の要件となります。

重点区域を 策定する ための要件	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。 「文化財保護法の規定により重要文化財」、「重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、「文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地」
---------------------------------	---

- 全国約1,700市区町村のうち、要件を満たす自治体は**1,026**です（うち認定自治体が86自治体（令和3年3月末時点））。



- 令和3年2月時点で重点区域の核として位置づけられている文化財等は、重要文化財が62区域、史跡名勝天然記念物が37区域、重要伝統的建造物群保存地区が24区域となっています。これらの内訳をみると、重要文化財の場合、上位は寺院22、神社18、城郭13と寺社仏閣の割合が高くなっています。史跡名勝天然記念物は、都城跡等が17と圧倒的に多くなっています。重要伝統的建造物群保存地区は、地区の成り立ちごとに分類しており多様なタイプがみられますが、商家町の割合が高くなっています。

■ 重点区域の核としての文化財等

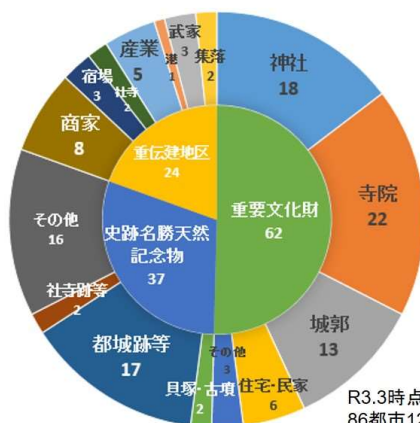
重点区域の核としての文化財



重要伝統的建造物群保存地区
(吹屋:高梁市)



特別史跡(太宰府跡:太宰府市)



重要文化財
(弘前城:弘前市)



R3.3時点
86都市123区域 名勝(南湖公園:白河市)

2-2. 「歴まち計画」の特徴及び計画策定に伴う効果

(1) 「歴まち計画」の特徴

・「歴まち計画」の特徴として挙げられるものは以下のようなものです。

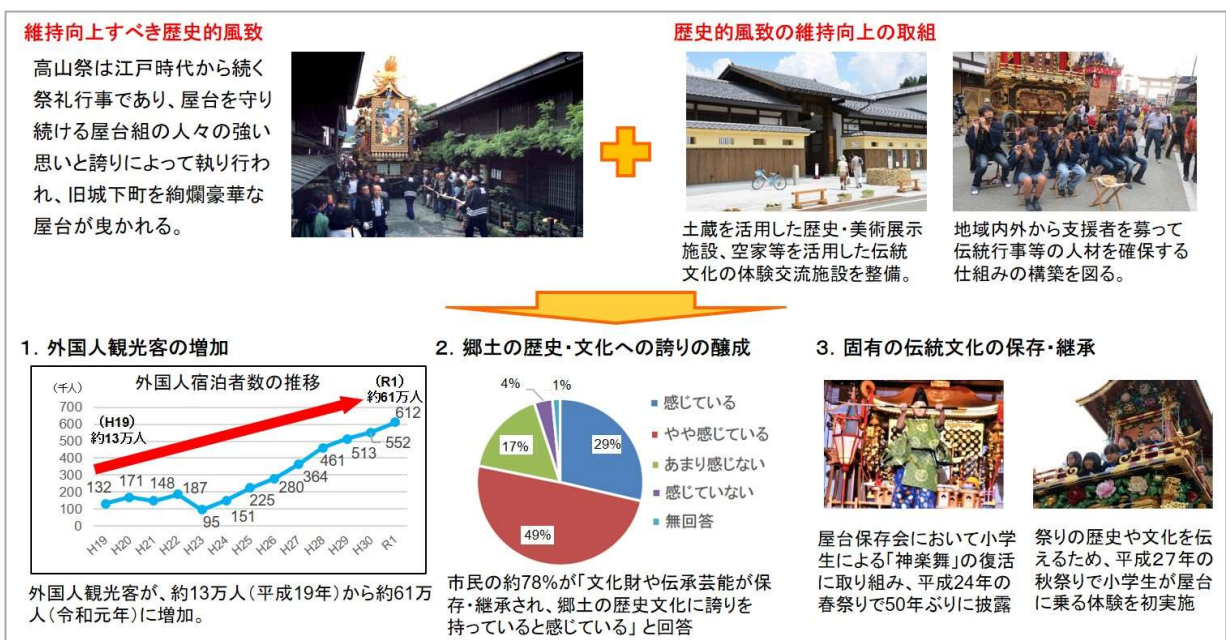
- ①有形・無形の歴史的資産が一体となった概念である「歴史的風致」を市町村が設定し、市町村の総合計画や課題に照らして方針を定めることで、各自治体における歴史まちづくりのよりどころが示されます。
- ②重要文化財など単体の歴史的建造物だけでなく、その周辺環境についても、拠点施設の整備、まちなみ整備、歴史的活動の継続などに対する取組が行われることにより、まちなみ全体の歴史的風致の維持向上が図られます。
- ③法定協議会の定期的な開催や進行管理・評価の実施等、計画認定後の取組状況をフォローアップし、計画の実効性を担保する仕組みが整備されています。
- ④計画策定を通じて「文化財部局」や「まちづくり部局」をはじめとした関係部局が連携することにより、歴史まちづくりの取組が円滑に実行可能な庁内体制が整備されます。
- ⑤計画策定や計画に基づく事業等に行政が率先して取り組むことにより、歴史まちづくりに対する気運が高まり、地域の住民・団体、民間事業者の主体的な取組が活発化されます。

(2) 「歴まち計画」策定に伴う効果

・「歴まち計画」を策定し、自治体の取組を推進することによって波及する効果としては以下のようなことが挙げられます。

【効果1：観光資源整備に伴う地域活性化と郷土文化の誇りの熟成】（岐阜県高山市）

・高山市では、当該計画に位置付けた歴史的風致は、地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながっています。また、その影響を受けて、各地域のアイデンティティの確立や、地域の固有の伝統文化を保全し、後世に継承していく上で重要な意味を持っています。



【効果2 地域活動の活性化】（富山県高岡市）

- 高岡市では、「歴史と文化をたのしむまち」を目指し、官民それぞれによる取組を実施しています。民間（地域住民）では、機運の高まりによって、地域行事（獅子舞）の復活がみられると同時に、自治体との連携による「景観づくり住民協定」の締結や、住民主体のまちあるきやワークショップも行われています。

勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

浄土真宗本願寺派の古刹である勝興寺（重要文化財）では、かつては舟運による経済活動を通じて、一種の領主的な役割を果たしていたことから、宗教行事のみならず地域行事も執り行われ、又、その周囲に立ち並ぶ小寺・役寺や町家等により、独自の寺内町が形成されている。



勝興寺本堂

歴史的風致維持向上の取組



旧参道を中心とした道路修景整備を行うため、基本計画作成にあたり地元住民の意見を参考にすべく、まち歩きやワークショップを開催

【景観づくり住民協定の締結】

歴史都市の住民である誇りを再認識
歴史的まちづくりへの関心の高まり

まちづくり協議会の立ち上げ
町内会や賛同する個人・団体・企業を中心に構成

景観づくり住民協定

建築物の整備基準を定め、勝興寺の寺内町として、風情漂う落ち着いたまちに相応しい町並み景観づくりに進め「勝興寺に通じる参道として歩いて楽しいまち」を実現することを目的に協定締結



協定区域

自治体との連携・制度策定

【効果3：歴史的建造物の意匠の保全を図り、滅失を最小限にする】（茨城県桜川市）

- 桜川市では、平成22年6月に真壁地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成28年4月に建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定し、当該地区の建造物の意匠が保全されるようになりました。
- 平成23年3月の東日本大震災により地域は大きな被害を受けましたが、歴史まちづくり法に基づく支援制度などを活用し、震災からの復旧・復興を図り、歴史的建造物の滅失を最小限にとどめています。

重要伝統的建造物群保存地区



戦国時代末期の真壁氏時代に形づくられ、江戸時代初期の浅野氏時代に完成した真壁の町割り

震災からの復旧・復興



歴史的風致形成建造物に指定

震災後、約30棟を新たに歴史的風致形成建造物に指定し、復旧事業等を実施

建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定
(H28.4.1施行)

建築基準法第85条の3に基づき、条例制定

伝統的建造物群を構成している建築物等の増改築等を行う場合、一定の要件の下、当該伝統的建造物の屋根等の位置が、**従前の位置から超えなければよい(道路へ突き出してもよい)**こととした。

効果
伝統的建造物の意匠等の保存を図り、歴史的風致の維持が図られている。

国登録有形文化財の数

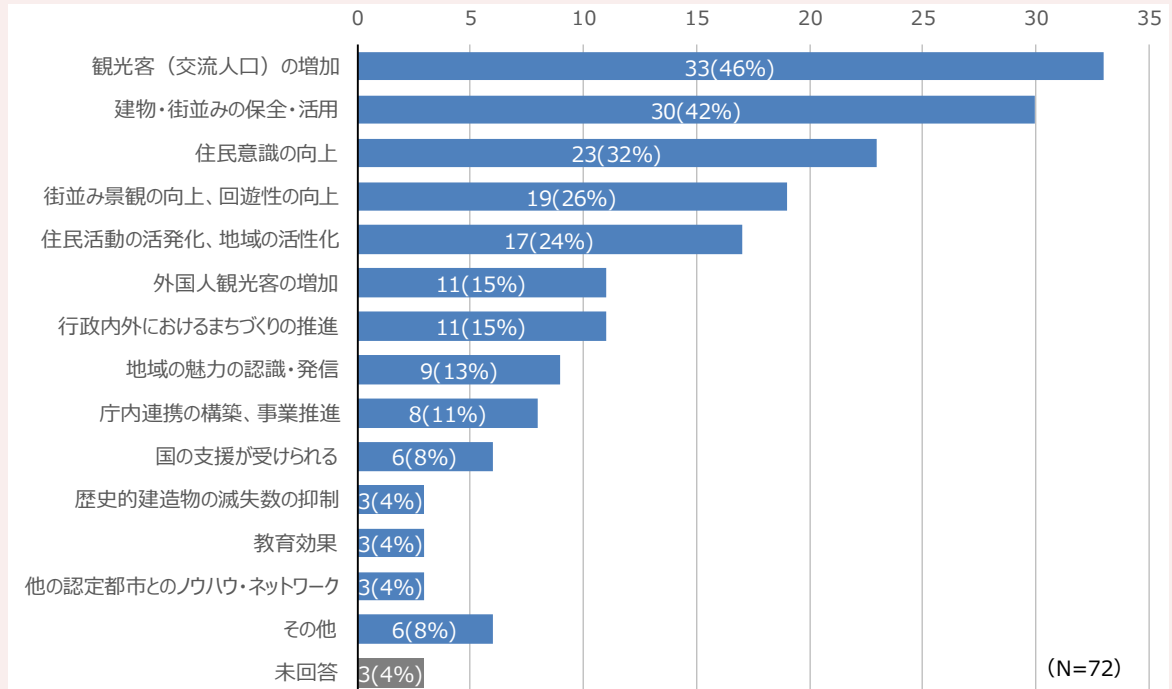
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
登録数	104	104	104	104	102	99
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	99	99	99	99	102	102
					R1	
						102

効果
滅失が最小限に抑えられている。

【自治体の声】 「歴まち計画」を策定したまちづくりへの効果

・「歴まち計画」を策定したまちづくりへの効果（策定して良かったこと）として、観光客（交流人口）の増加や、建物・街並みの保全・活用、について多くの回答が挙がっています。

※自由記述式の回答を分類して集計



・各自治体からの具体的な声として以下のようなことが挙げられています。

○歴史まちづくりに10年以上取り組んだ自治体の場合

- 歴史的建造物の滅失数の抑制や、観光客の増加、町家の保全、用水の整備促進などについて効果があった。また、県・市で連携して計画の推進にあたったことや庁内でのプロジェクトチームの設置が可能となり、行政内での歴史まちづくりの推進に寄与している。
- 観光客数は計画策定以降の10年間で約4倍に増加した。老朽化が進んでいた建造物は改修工事等により保存・活用がなされ、歴史的建造物の滅失を抑えることができた。
- 伝統工芸品の販路拡大・販売促進推進事業で、国内外への進出機会・新規需要の開拓が促進した。また、市内の飲食店や宿泊施設への伝統工芸品の普及により、観光客の目に触れる機会も広がった。

○策定から間もない自治体の場合

- 地域の歴史的資源の魅力を再発見することになった。祭礼の調査を通して、これまでに知られていなかったものも新たに発見され、価値評価が高まった。
- 歴史に関心がある住民がまちづくり事業に参加してくれるようになり、地域コミュニティが広がった。
- 認定都市同士の勉強会である「歴まちサミット」に参加することで課題の意見交換や認定都市間のネットワークの強化を図ることができた。

2-3. 「歴まち計画」策定自治体への支援措置・制度

(1) 支援措置(重点的な支援)

・「歴まち計画」を策定すると社会資本整備総合交付金や景観改善推進事業などによる支援措置・制度を活用できます。

■「歴まち計画」に対する主な支援措置

社会資本整備総合交付金		
①街なみ環境整備事業 ○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援 ○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象	②都市公園事業 ○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援 ○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象	③都市再生整備計画事業 ○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援 ○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象
④景観改善推進事業 ○景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援 ○景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援		⑤歴史的観光資源高質化支援事業 ○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却が補助対象
※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置	⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業 ○文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援 ○補助率5%加算	

●社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

・住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援します。

・「歴まち計画」の認定自治体では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象に追加されます。

■事例(広島県竹原市)

・竹原市では、江戸末期に建てられた酒蔵(藤井酒造)を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施しました。



修理前



修理後

※藤井酒造は、竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区に隣接

●社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)

- ・地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援します。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものが支援対象に追加されます。

■事例(石川県金沢市)

・金沢市では、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻しています。また、海鼠漆喰が特徴の鼠多門・鼠多門橋も復元整備されました。



金沢城公園



令和2年7月に復元された鼠多門・鼠多門橋

●社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

- ・地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援します。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げすることができます。

■事例(秋田県大館市)

・秋田県大館市では、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きの推進を図っています。

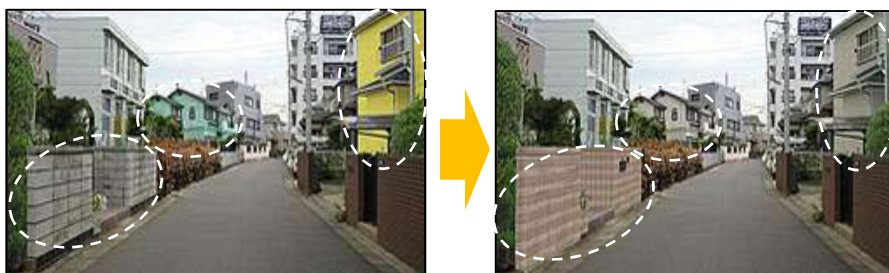


●景観改善推進事業による支援

- ・地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善を支援することにより、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資することが可能となります。
- ・「歴まち計画」の認定自治体では、景観計画策定・改訂に要する経費、景観計画策定・改訂にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費、景観規制上既存不適格となる建造物等への是正措置に対する整備が支援対象となります。
※また、立地適正化計画策定又は策定に向けた具体的取組を公表している市町村においても当該事業支援を受けることが可能となります。

■事業イメージ

- ・景観規制により既存不適格となった建造物の外観の塗り替え（イメージ）。



●歴史的観光資源高質化支援事業による支援

- ・観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質の向上を図り、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却を支援します。
(補助事業者：地方公共団体、民間事業者等) 観光庁が指定する地域かつ「歴まち計画」の認定自治体において実施されるものが対象となります。

■美装化・除却のイメージ



歴史的まちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物の視線を遮る景観阻害物件を除却

●農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

・国の登録文化財、認定計画に位置付けられた施設等、文化財として価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の補修等を支援します。

■事例（群馬県甘楽町）

・甘楽町では、町指定文化財である雄川堰の洗い場等の整備を行い、町屋地区の桜並木と一体的な歴史的景観を保持しています。

改修前



改修後



●税制

・歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するために、税制の特例措置を講じています。

■所得税・法人税等

・「歴まち計画」に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について1,500万円控除

■相続税

・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地については、相続税が3割評価減となります。

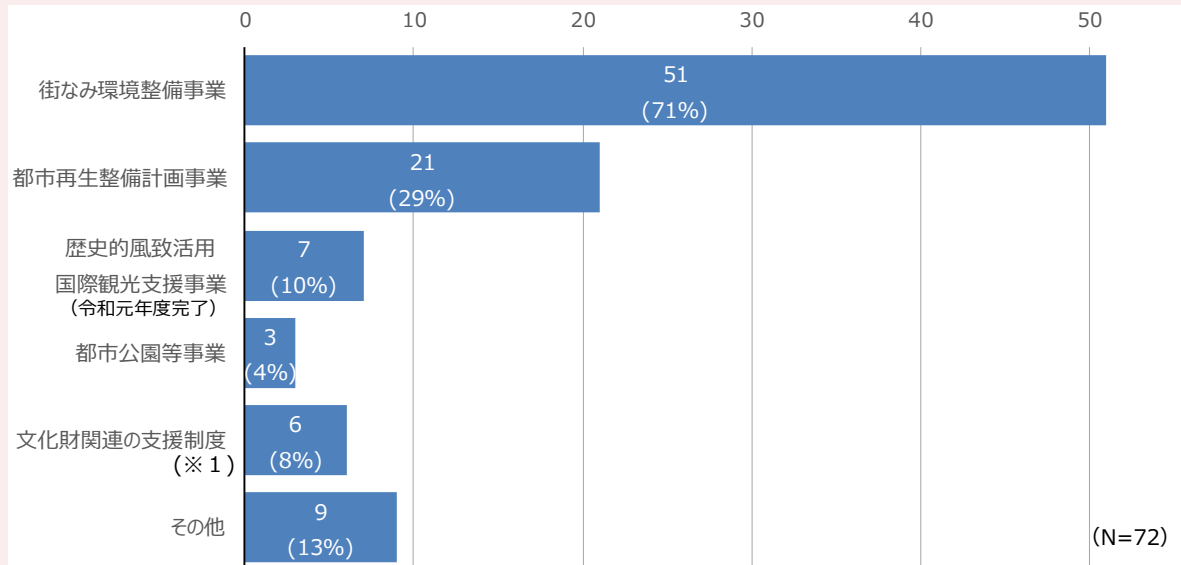
※当該手引書では、「歴まち計画」策定に伴う支援措置のうち、主たるものを選択・紹介していることから、「歴まち計画」策定に伴うすべての支援措置を掲載している訳ではありません。「歴まち計画」策定に伴い活用が可能となる支援措置・制度（メニューの確認）は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」等を参照ください。

なお、運用指針に掲載されている支援措置・制度は変更している場合がありますので、支援措置・制度の使用を希望される際は事前にお問い合わせください。

【自治体の声】 重要かつ事業効果が高い支援制度

・認定された「歴まち計画」に基づく支援制度のうち、重要かつ事業効果が高いものとしては、71%の自治体が街なみ環境整備事業を、29%の自治体が都市再生整備計画事業を挙げています。

※自由記述式で2事業まで回答



※1：文化遺産総合活用推進事業、国宝重要文化財等保存整備費補助金、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、地域文化財総合活用推進事業、伝統的建造物群基盤強化事業

・各支援制度について重要・事業効果が高いと考える理由として、以下のような声が出ています。

【街なみ環境整備事業】

- 道路美装化や歴史的建造物の修景助成など、景観の改善に欠かせない事業の多くで本事業を活用した。
- 東日本大震災で被災した重要伝統的建造物群保存地区外の歴史的建造物（登録有形文化財）を歴史的風致形成建造物に指定し、所有者に対し修理費の補助をすることができ、建造物の保存が図られた。
- 文化財指定には困難な地域の個性としての歴史的建造物の保存修理を進めることができ、滅失に歯止めができるとともに、歴史的景観づくりの意識向上に寄与した。
- 歴史的風致形成建造物の買い取り整備が国費の対象となることから、本市の懸案事項解決において重大な効果があった。
- 「歴まち計画」重点区域内において、当該交付金を活用した歴史的風致形成建造物の修繕等のスポット整備により、建造物所有者が当該建造物を維持する意識が醸成され、貴重な歴史的資源を継承していることや、市街地のせせらぎを生かしたまちなみ景観の整備を進めることができた。

【都市再生整備計画事業】

- 宿場町において、道路の美装化を行ったことにより、街道の景観が良好になり、歴史的風致が向上し、当該地域への来訪者が増えた。
- 町内に点在する文化財を周遊し、情報発信の拠点施設として道の駅を整備した。オープンから3年が経過し来場者数が400万人を超え、本町は通過点から目的地として変わっている。

(2)制度

●歴史的風致形成建造物の指定制度

- ・市町村は、「歴まち計画」に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できます。
- ・歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じますが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができます。

■指定実績（令和3年3月末現在）724件を指定

- ・町家のような建造物だけでなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用されています。



佐々木邸（京都市）



大谷忠吉本店（白陽酒造）
建造物群（白河市）



金沢城惣構跡西内惣構跡
（金沢市）



津山城川門跡石垣
（津山市）

■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例

- ・指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物復旧にも活用されています。



街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成（京都市）



街なみ環境整備事業を活用した歴史的風致形成建造物の修理への助成（白河市）

【自治体の声】 歴史的風致形成建造物の指定制度の活用

- ・約6割の自治体が歴史的風致形成建造物の指定制度を積極的に活用しています。具体的な内容として以下のようなことが挙げられています。

- 民間所有かつ他の法令等で保護されていない歴史的建造物について、自治体が関知せずに滅失することを防止することができた。
- 歴史的風致形成建造物に指定することにより、地域住民に建造物が広く周知され、歴史的風致に対する理解を高めることができた。
- 補助事業の対象項目としても、歴史的風致形成建造物整備費が取り上げられ、事業も展開しやすい。

● 歴史的風致維持向上支援法人

- ・市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができます。
- ・歴史的風致維持向上支援法人に指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能となり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができます。

■ 指定実績（令和3年3月末現在）

7市（萩市、太宰府市(3)、白河市、川越市、和歌山市(2)、基山町(2)、栃木市）で8法人を指定

■ 萩市

- ・萩市では、特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し、萩博物館の館内ガイド、萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進しています。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラスト（寄付）で修理が実現した井上勝邸旧門

■ 和歌山市

（NPO法人和歌浦）

- ・和歌祭の開催、普及啓発を主な活動とし、令和4年開催の400年祭に向けた実行委員会が立ち上がりました。
- ・担い手減少を解決するため、また伝統芸能の継承のため、小学生に演舞や御船歌の講座を開催（年4校）し、次世代の担い手育成活動を行っています。

● 歴史的風致維持向上地区計画制度

- ・歴史的風致維持向上地区計画は、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建造物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするものです。

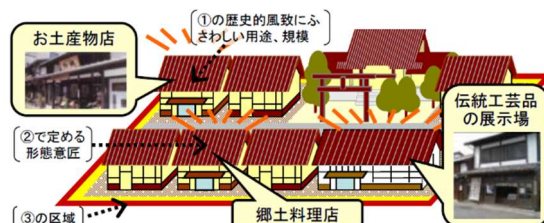
■ 実績（令和3年3月末現在）

2地区（白河市、太宰府市）

■ 歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

- ・土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定

- ①地域の歴史的風致にふさわしい用途、規模
- ②形態意匠に関する事項
- ③上記の建造物の建築を認める区域



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

- ・用途地域による制限にかかわらず、①～③を満たす建造物の建築が可能となります。

■ 事例（福岡県太宰府市）

- ・太宰府市では、国の特別史跡太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し住宅及び店舗付き住宅のみ認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能としています。

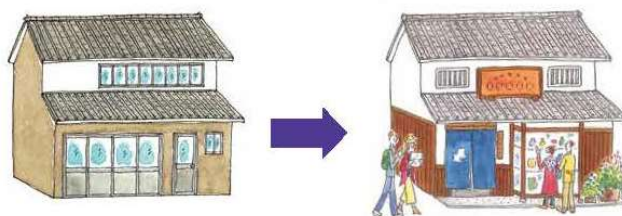


● 重点区域への特別用途地区の指定

- ・特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完する制度です。

■ 事例（奈良県斑鳩町 法隆寺周辺地区特別用途地区）

- ・斑鳩町では「歴まち計画」の重点区域（約82ha）の一部に、「法隆寺周辺地区特別用途地区（24.9ha）」を指定しています。第1種低層住居専用地域に立地できる建物の用途を緩和し、宿泊施設や単独店舗などの立地を可能としました。



立地可能な建物のイメージ

出典：法隆寺周辺地区特別用途地区パンフレット

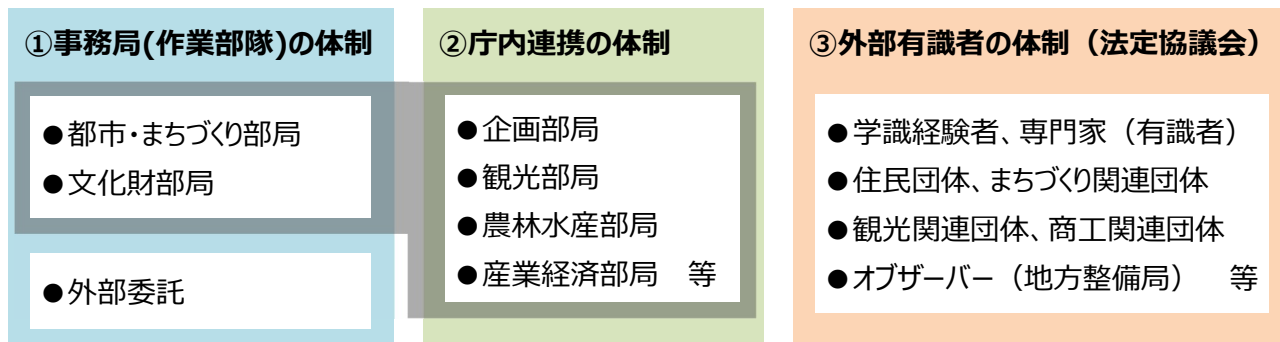
- ・結果として、当該エリアにホテルや飲食店、物品販売店が開業してきています。これにより、まちあるき観光の実現に取り組んでいます。

3章. 「歴まち計画」の策定体制・流れ

3-1. 「歴まち計画」の策定体制

(1) 策定体制の概要

・「歴まち計画」を策定するにあたっては、以下に示すように、①事務局の体制、②庁内連携の体制、③外部有識者の体制の3つの策定体制を整えることが求められます。

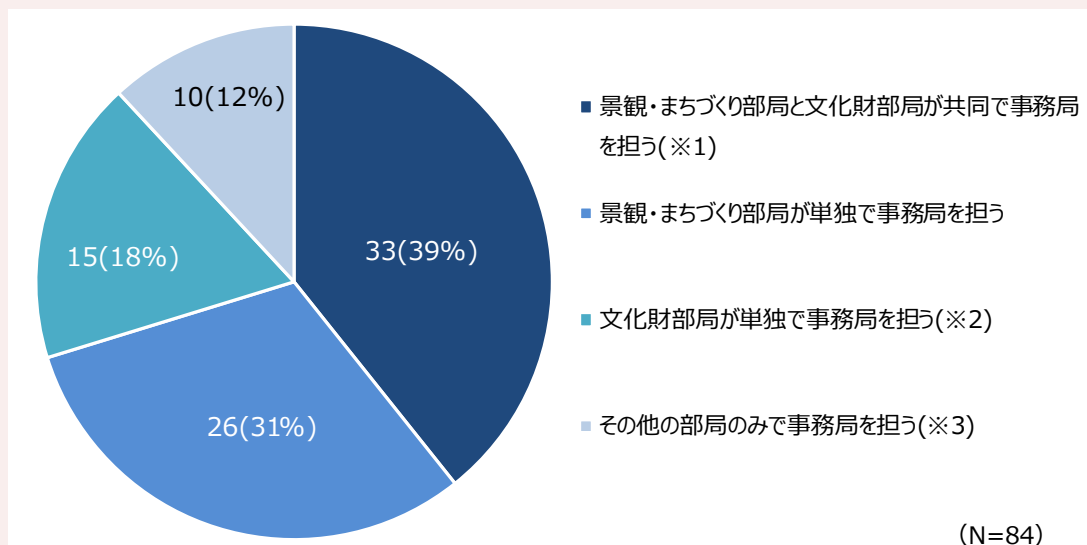


(2) 事務局の体制

- ・「歴まち計画」策定にあたっての作業部隊となる事務局は、街並みの整備や景観施策にかかわる都市・まちづくり部局や、歴史的風致の核となる文化財を所管する文化財部局が担うことが一般的です。
- ・都市・まちづくり部局と文化財部局が連携して計画策定を推進していくことが重要です。
- ・事務局体制は、全体を見て編集をする者、文章を書く者、資料を探す者、図表・写真を用意する者の合計4人とすることが理想です。
- ・効率的に計画策定を進めるために、一部の作業を外部委託する方法もあります。

【自治体の声】 事務局となる部局

- ・9割弱の自治体で景観・まちづくり部局または文化財部局が事務局となっており、この2部局が作業部隊の中心になっていることがわかります。
- ・4割の自治体では、景観・まちづくり部局と文化財部局が共同で事務局を担っています。



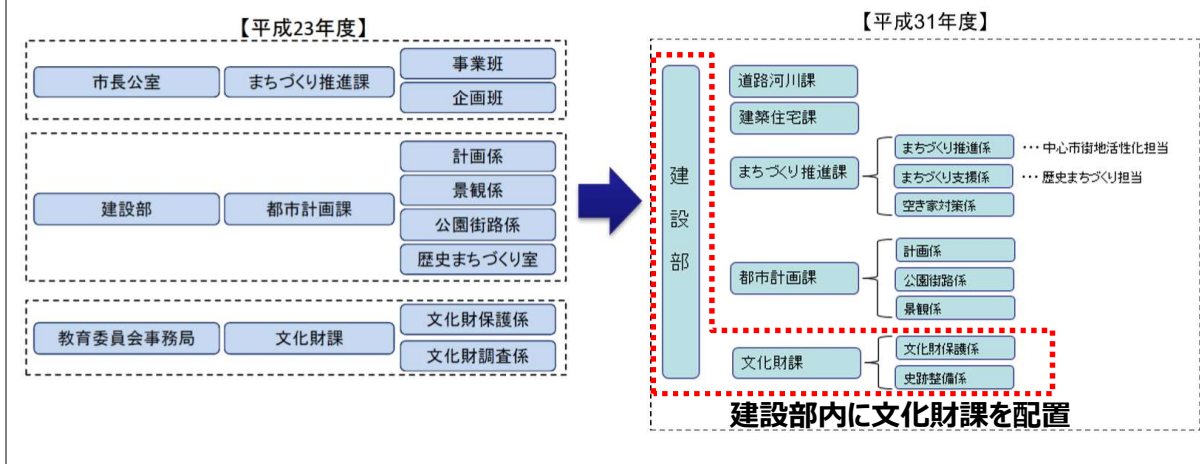
- ※ 1 : 同一部局で景観・まちづくりと文化財の両方を所管している場合も含まれます。また、企画部局が事務局に入っている場合3件、観光部局が事務局に入っている場合1件を含みます。
- ※ 2 : 企画部局が事務局に入っている場合1件を含みます。
- ※ 3 : その他の部局として、観光部局、企画部局、建設部局が挙がっています。

1)組織の再編

- ・「歴まち計画」の策定や実行にあたって、庁内の組織を再編することも考えられます。
- ・地方公共団体における「文化財保護の事務」は教育委員会の所管とされていますが、文化財保護法の一部が改正され、平成31年4月1日以降、条例により地方公共団体の長が担当できるようになっています。

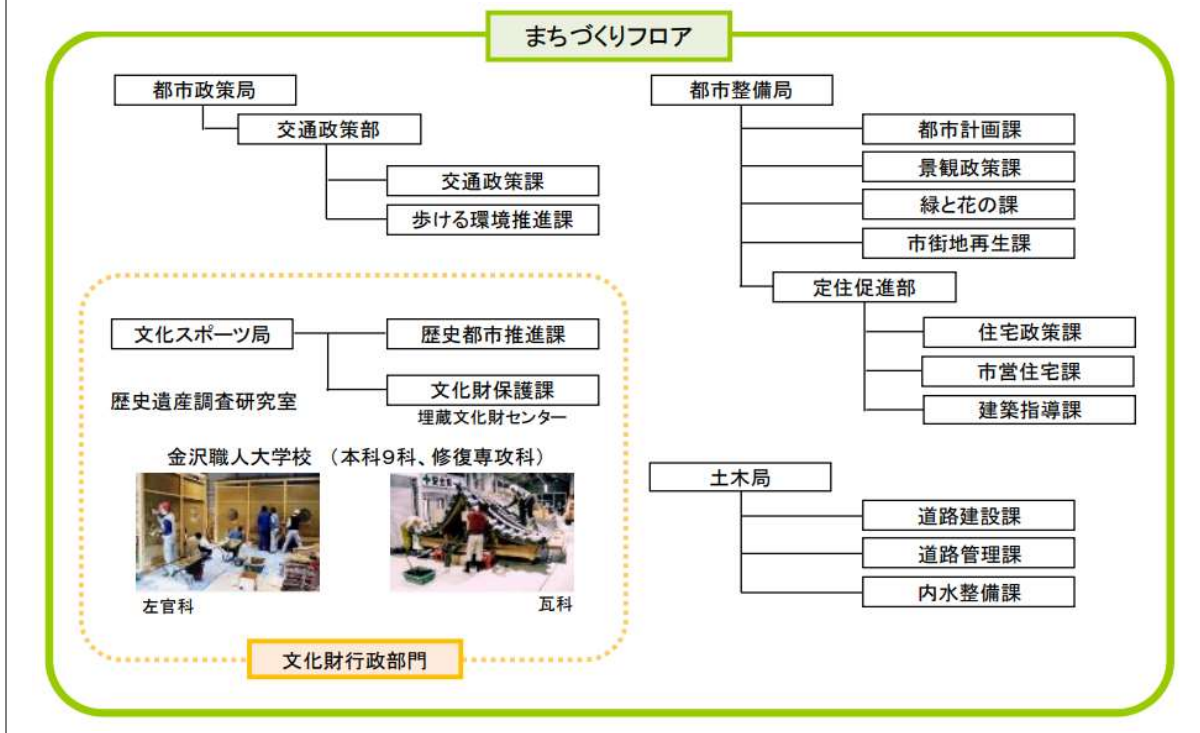
■事例（福島県白河市）

- ・歴史まちづくりへの取り組みを意識した組織編成を実施しており、建設部直轄でまちづくり（歴史まちづくり・中心市街地活性化・空き家対策）、都市計画、文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制強化が図られています。



■事例（石川県金沢市）

- ・歴史まちづくりを総合的に推進するため、まちづくり関係課を「まちづくりフロア」として一体的に配置し、関係課の横断的な連携強化を図っています。
- ・まちづくりフロアでは、調整会議を定期的に開催しています。

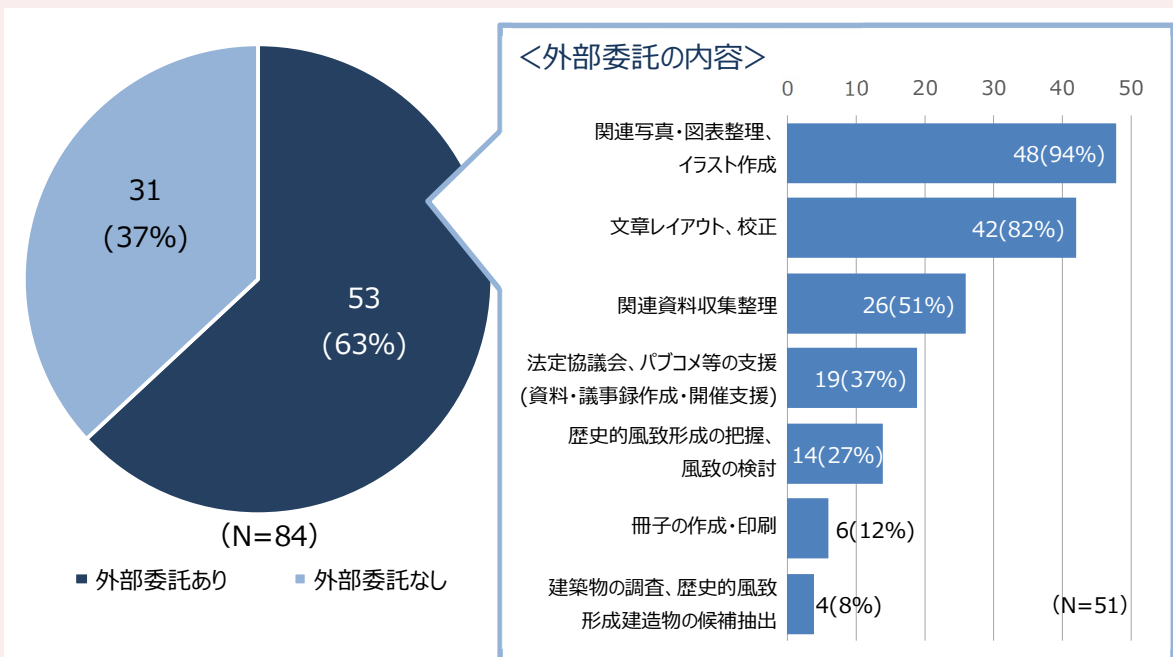


2)外部への委託

- ・計画書の文書レイアウトや校正、図表の作成については外部の専門職に委託することで、自治体職員は計画書全体の編集、歴史的風致に関する基礎作業、計画書の文章作成などに専念することができ、効率的に計画策定を進めることができます。
- ・歴史的風致に関する基礎作業（文化遺産の掘り起こしや歴史的風致としての証明など）は外部委託せず、地域のことを知る自治体職員自らが調査・執筆作業を行うことで、質の高い計画策定に繋がります。
- ・外部委託をせず、自治体内部職員のみで計画書を作成する際は、歴史的風致を記述する計画書前半は文化財部局、課題・方針・施策を記述する計画書後半は景観・まちづくり部局が中心となって書くなど、担当事務局内で役割分担を明確化することにより、効率的に作業を進めることができます。

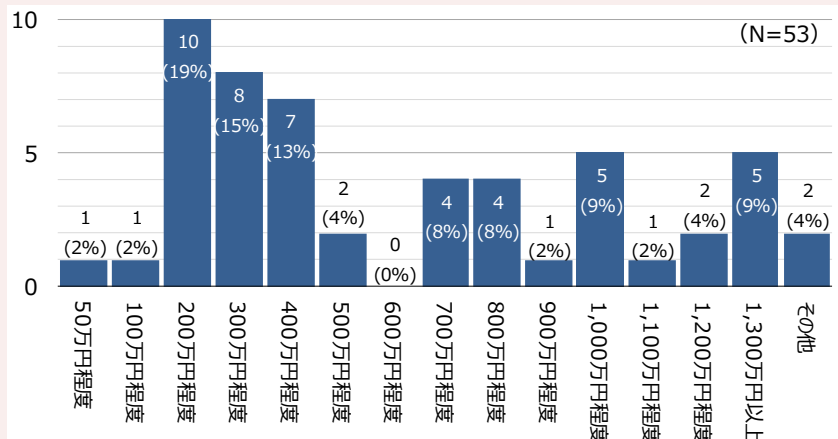
【自治体の声】 外部委託の有無と委託内容

- ・63%の自治体で、「歴まち計画」策定にあたって外部への委託を行っています。
- ・外部委託を行っている自治体の94%が関連写真・図表の整理やイラスト作成を委託し、82%が文章のレイアウトや校正を委託しています。



【自治体の声】 委託金額

- ・自治体により委託内容や期間にばらつきがあります。
- ・委託期間を1年、委託内容を図表の作成および文章のレイアウト・校正とした場合、200万円～400万円程度で契約するケースが多くなっています。

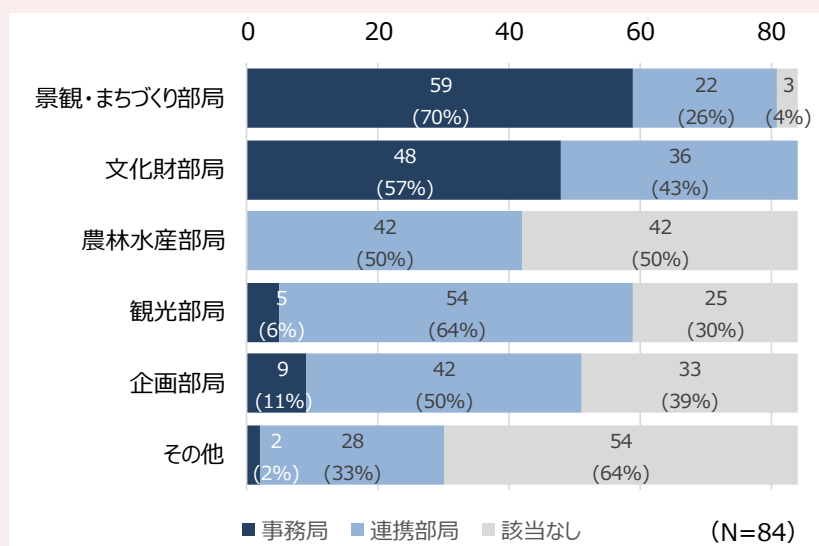


3) 庁内の連携体制

- ・「歴まち計画」が関連する分野は多岐にわたるため、計画策定・実行にあたっては、庁内で多様な部局が連携することが肝要です。
- ・特に、庁内を横断的に調整する企画部局、歴史的風致を活用し地域活性化につなげる観光施策にかかわる観光部局、歴史的風致と密接に関わる地域の農業や食文化を扱う農林水産部局との連携が重要です。

【自治体の声】 連携部局となる部局

- ・景観・まちづくり部局は96%、文化財部局は100%の自治体において、事務局または連携部局となっています。
- ・農林水産部局、観光部局、企画部局は事務局となるケースは少ないですが、半数以上の自治体で連携部局になっています。



*「その他」の主な内容：産業部局、商工部局、道路部局、建設部局、学校教育部局、地域の支所 等

4)外部有識者の体制(法定協議会)

- ・「歴まち計画」の策定・実行にあたっては、専門知識を有する学識経験者、地域のまちづくりにかかわる地域団体、地域の歴史や文化財について見識のある地元関係者など、外部の有識者からのフィードバックが欠かせません。
- ・歴史まちづくり法では、外部の多様な主体と連携するために、「歴まち計画」の作成等に関する協議並びに円滑な実施に係る連絡調整を行う「歴史的風致維持向上協議会」（法定協議会）を設置できることとしています。
- ・法定協議会のメンバーは、学識経験者、住民団体、まちづくり関連団体、専門家（有識者）、観光関連団体、商工関連団体及びオブザーバー等によって構成されます。

【自治体の声】 法定協議会の構成員

- ・それぞれの自治体において、多様な者が協議会の構成員となっていることがわかります。

学識経験者	・建築、都市計画、防災、建築史、都市史、郷土史、民俗学
住民団体	・町内会、自治会、公募市民等の地域住民の代表者 等 ・地域の伝統行事保存団体 等
まちづくり関連団体	・NPO団体、まちづくり公社 等 ・町並み保存会、まちづくり協議会 等
専門家（有識者）	・建築士、不動産、造園、都市計画コンサルタント 等 ・文化財、歴史、考古学、民俗学（博物館職員） 等 ・農業関連（農業協同組合、生産組合） 等
観光関連団体	・観光協会、ボランティアガイド、地元宿泊施設団体 等
商工関連団体	・商店街協同組合、商工会 等
文化財所有者	
都道府県	・文化財部局、景観・まちづくり部局 等

- ・また、オブザーバーとして、国土交通省の関連部局も参加しています。

国土交通省	・地方整備局、国道事務所 等
-------	----------------

- ・現在、すべての認定都市で協議会が組織され、計画策定後においても少なくとも年1回は協議会が開催され、計画の推移状況や効果、今後の対応方針等に関する議論が行われ、計画の実施等に反映されています。

3-2. 「歴まち計画」策定の流れ

(1) 認定までの全体スケジュール・検討事項

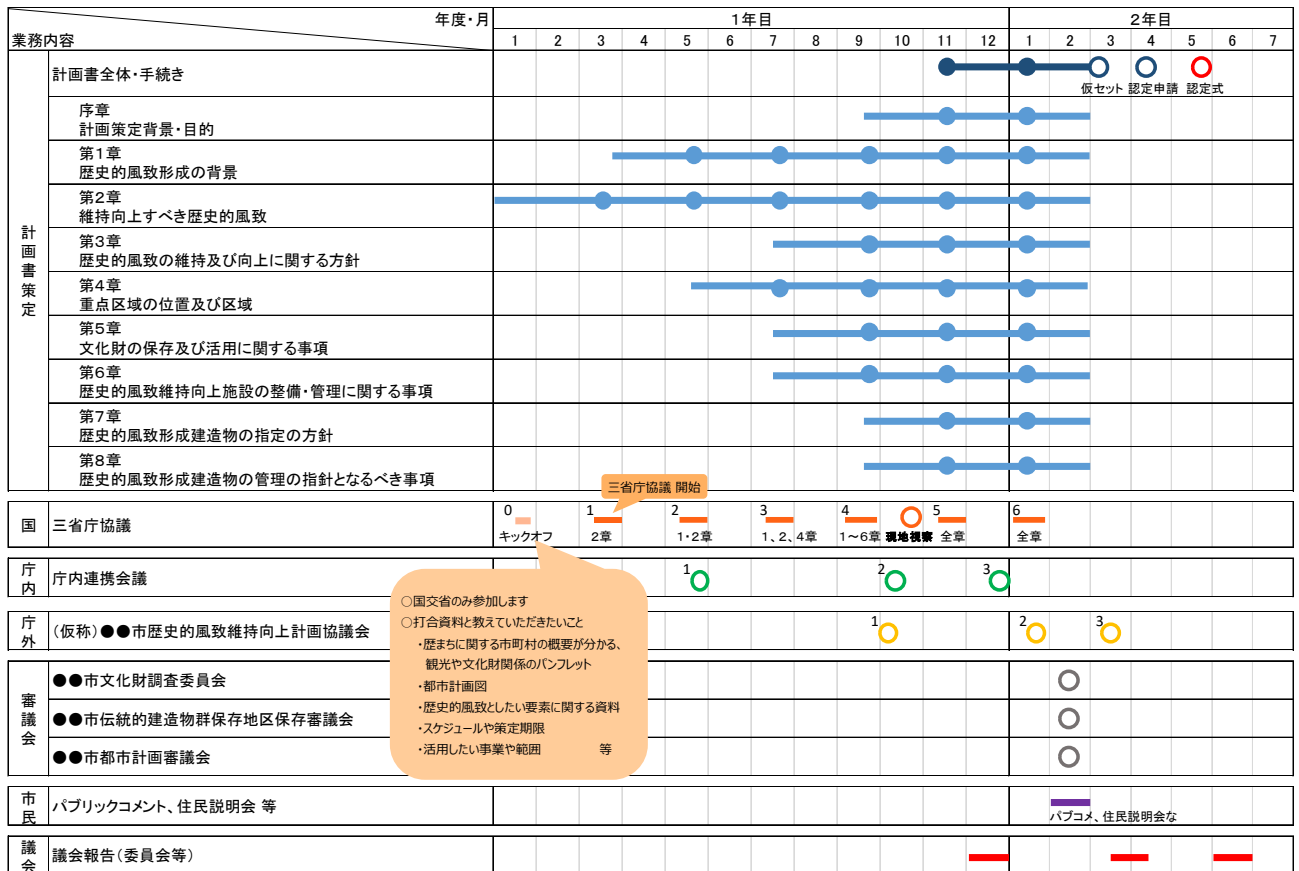
- ・「歴まち計画」策定について、計画策定に関する策定意向受付から開始から認定までに必要とされる期間は1～2年程度です。
- ・策定意向から認定までの間に各自治体が検討すべき主な事項を以下に示します。P23の全体スケジュール表と併せて確認してください。

<p>計画書策定</p>	<p>以下に示す構成（序章～8章構成）を踏まえ、当該計画書の策定作業を行います。</p> <p>序章 計画の目的・期間・推進体制</p> <p>第1章 自然的環境 社会的環境 文化財</p> <p>第2章 維持及び向上すべき歴史的風致</p> <p>第3章 歴史的風致の課題 上位計画等との関係の整理 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>第4章 重点区域の位置及び区域 良好な景観形成に資する施策との連携</p> <p>第5章 文化財の保存・活用</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備・管理</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定・管理</p> <p>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針</p>														
<p>事前相談 （三省庁協議）</p>	<p>上記計画書策定の過程で、文部科学省（文化庁）・農林水産省・国土交通省の3省庁によるヒアリングを2か月に1回程度のスケジュールで実施し（下記表参照：概ねの目安）、自治体からの相談に対する助言や計画策定に係るアドバイスを行います。</p> <table border="1" data-bbox="475 1509 1417 1908"> <tr> <td>キックオフ</td> <td>自治体の概要がわかる資料（既存パンフレット等）</td> </tr> <tr> <td>第1回ヒアリング</td> <td>2章風致整理表&範囲図・スケジュール表</td> </tr> <tr> <td>第2回ヒアリング</td> <td>1章・2章（一部文章化）・2章風致整理表&範囲図</td> </tr> <tr> <td>第3回ヒアリング</td> <td>1章・2章・4章</td> </tr> <tr> <td>第4回ヒアリング</td> <td>1章・2章・3章・4章・6章</td> </tr> <tr> <td>第5回ヒアリング</td> <td>序章～8章</td> </tr> <tr> <td>第6回ヒアリング</td> <td>序章～8章、概要版の作成</td> </tr> </table> <p>第4回ヒアリング～第5回ヒアリングの時期に併せて、三省庁による現地視察を行います。</p> <p>第6回ヒアリング後は、メールでのやりとりを踏まえ、認定手続きに入ります。</p>	キックオフ	自治体の概要がわかる資料（既存パンフレット等）	第1回ヒアリング	2章風致整理表&範囲図・スケジュール表	第2回ヒアリング	1章・2章（一部文章化）・2章風致整理表&範囲図	第3回ヒアリング	1章・2章・4章	第4回ヒアリング	1章・2章・3章・4章・6章	第5回ヒアリング	序章～8章	第6回ヒアリング	序章～8章、概要版の作成
キックオフ	自治体の概要がわかる資料（既存パンフレット等）														
第1回ヒアリング	2章風致整理表&範囲図・スケジュール表														
第2回ヒアリング	1章・2章（一部文章化）・2章風致整理表&範囲図														
第3回ヒアリング	1章・2章・4章														
第4回ヒアリング	1章・2章・3章・4章・6章														
第5回ヒアリング	序章～8章														
第6回ヒアリング	序章～8章、概要版の作成														

法定協議会の 立ち上げ・開催	<p>法定協議会については、計画立ち上げ時に組織を構成し、計画書の作成内容について議論を行います。</p> <p>法定協議会の開催時期は、立ち上げ時、計画検討時、最終計画書確認時の3回程度が適当と考えています。</p>
住民意見聴取	<p>計画作成に際し、住民意見を把握することが必須となります。</p> <p>方法として一般的なのはパブリックコメントですが、より地域に踏み込んだ取り組みとして、シンポジウム、住民説明会等を実施する方法もあります。</p>
審議会への報告	<p>自治体内に関連する審議会（文化財調査委員会や都市計画審議会）を設けている場合は、計画書案が固まった段階で内容を報告することが必要となります。</p>
議会報告 (委員会等)	<p>自治体によっては議会報告が必要となる場合もあります。計画・策定段階で確認しておくことが重要です。</p>

・以下に、認定までの全体スケジュールの目安を表として示します。

■ 事前相談から認定までの全体スケジュール表（めやす）



・なお、事前相談のキックオフの際は、国土交通省のみが参加します。三省庁の協議は第1回ヒアリング以降となります。

(2)調査すべき事項

- ・当該計画策定において最も重要な作業は、計画書の第2章における「維持向上すべき歴史的風致」の掘り起こし及び計画書への位置づけに関する箇所です。当該作業においては、歴史的風致として位置づけるための「建造物」と「活動」、双方の歴史について調査することが必須となります。なお、「建造物」、「活動」の単体では、歴史的風致として位置づけることはできません。
- ・調査時のポイントとしては、「活動」から調査を行う方が「建造物」の的が絞りがやすくなります。
- ・具体的には、1) 文献調査、2) 実地調査（現陸調査や聞き取り調査）を行う必要があるため、それぞれの時点での主な注意点を以下に整理します。

1) 文献調査のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一次資料を収集してください。 例) 市史に「棟札に●●年建立」と記載があることから、●●年創建であることがわかる。
2) 実地調査のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・文献で見つからないものは、現地で探しましょう。 ・この際、地域の核となる方を味方に引き込むことが重要です。
「建造物」の調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・50年以上の歴史を有することがわかることが求められます。 ・ただし、建築年が正確に把握できなくてもかまいません。また、文化財である必要もありません。 ・確認方法の主なものは以下のとおりです。 ①文献・記録 ②棟札 ③新聞記事 ④古写真・航空写真
「活動」の調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・50年以上の歴史を有することがわかることが求められます。 ・地域住民の活動であることが前提となります。 ・五感で感じられる活動（①見る、②香り、③作業音・楽器音、声、④煙・蒸気）等であることが重要です。 ・確認方法の主なものは以下のとおりです。 ①文献・記録、②新聞記事、③古写真、④会報
「良好な市街地の環境」の調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物と活動が一体となっていることが屋外で感じられることが求められます。

※当該作業にかかる詳細な内容については「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアルのp30～34及びp83～85を参照ください。

【自治体の声】「歴史的風致の基礎調査時の役立つ資料・工夫点」

【建造物】：既往の資料調査に加え、建築士会や大学への調査協力のお願ひ、登記簿の確認、寺社仏閣の場合、明治期に作成された「社寺明細」の活用 等

【活動】：自治体職員自らが、実際の活動団体及び活動者への聞き取り、地域の歴史文化に詳しい人への聞き取り・調査への同行（特に重要）

地域の歴史文化・産業等が記載されている刊行物等の確認、自治体OBへの協力依頼、50年前の活動に関する写真を広報で募集 等

(3)歴史的風致の基礎調査に要する期間

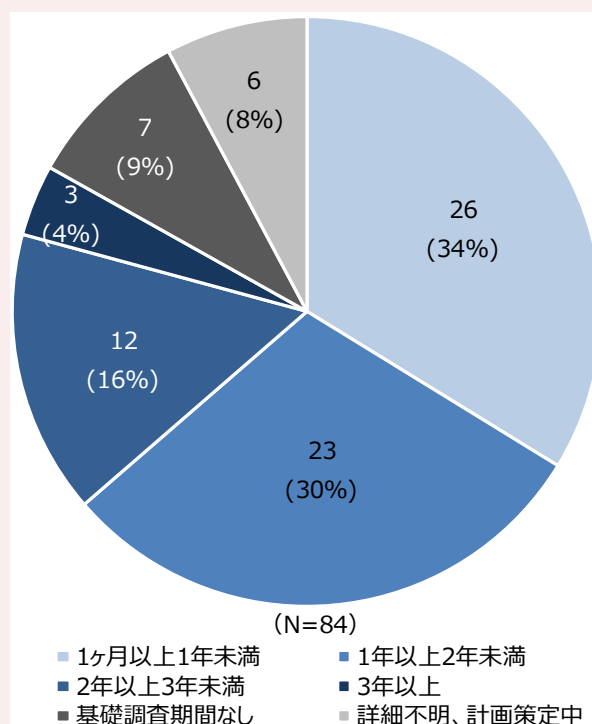
- ・前段で示した歴史的風致の基礎調査は、一定程度の時間を費やすことが求められます。基礎調査にかかる期間は、自治体によって異なりますが、目安として1年程度は必要となります。
- ・ただし、歴史文化基本構想を策定済の自治体や既存資料等の活用ができる場合は、基礎調査が必要とされない場合もあります。

【自治体の声】 歴史的風致の基礎調査実施の有無・調査期間

- ・【あり】と回答した自治体が、64自治体、【なし】と回答した自治体が7自治体あります。

【あり】と回答した自治体の歴史的風致の基礎調査期間

- ・歴史的風致の基礎調査に費やした期間の平均値は、1年1カ月です。
- ・割合をみると、1年未満が34%、1年から2年未満が30%で、64%の自治体が2年未満と回答しています。
- ・一方で、2年以上の期間を有している自治体も20%あることがわかります。



「特に時間を有した調査内容」

- 現地でのヒアリング、実地調査及び確認、写真撮影（祭礼は年に1度しかないので、写真撮影のチャンスが限られる）等
- 50年以上の建造物と活動との結び付け
- 地域において口伝等で引き継がれているものの根拠を探ること

【なし】と回答した自治体の基礎調査が必要でなかった理由

- ・「既往の調査等を活用したため、基礎調査期間は必要でなかった」という回答がみられます。
- ・特に、『歴史文化基本構想』を策定済の自治体については、「調査策定段階で悉皆調査を実施しているため、「歴まち計画」策定時は必要に応じた追加調査のみで対応できた」等の回答を得ています。

3-3. 継続した歴史まちづくりへの取組の遂行

(1) 1期計画の適切な評価の実施

・「歴まち計画」の認定自治体には、計画書に記載した事業を計画期間内に遂行するにあたり、以下に示す進行管理及び評価制度が導入されています。当該評価制度を活用することで、1期計画の実施に伴う効果や課題を適切に把握し、その内容を2期計画に反映することができます。

●進捗評価（毎年度実施）

① 施策・事業の施策・事業の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】

・進捗状況（アウトプット）の評価を毎年実施し、評価結果を自治体のホームページで公表します。評価項目は、組織体制、景観形成施策、整備・管理事業、文化財の保存活用、効果・影響等です。

●中間／最終評価（中間年度及び最終年度に実施）

② 計画の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価】

・方針の達成状況（アウトカム）、計画の波及効果、歴史的風致の維持向上の状況についての評価を実施し、評価結果を自治体のホームページで公表します。

③ 事業の質の評価【外部評価】

・歴史・文化、景観等の観点から適切な整備かなど、質について外部有識者等に評価していただきます。

(2) 2期計画移行後の取組

・歴史まちづくりの取組は、法制定から10年を過ぎました。また、「歴まち計画」の計画期間は、概ね10年で遂行している自治体が多いことから、2期計画に取組む自治体が増えてきています。ここでは、このような自治体がさらなる歴史まちづくりを遂行する上でのポイントを整理します。

① 「伝わる」取組の強化

・地域固有の歴史的風致はそれぞれ良さがありますが、外見だけではその良さが必ずしも伝わりません。そのため、初めて地域を訪れる人々に歴史的風致の良さをしっかりとわかりやすく伝える努力や検証が重要です。

・具体的には、ARやVRなどによる建物や町なみ体験の実施、観光案内看板をQRコードで読み込む多言語対応看板の設置、観光客が身近に地域文化を体験できるようなイベント等の実施などが考えられます。



AR・VRによる小峰城の再現
(福島県白河市)



観光案内看板：QRコードで5ヶ国語対応
(和歌山県和歌山市)

② 景観規制の強化

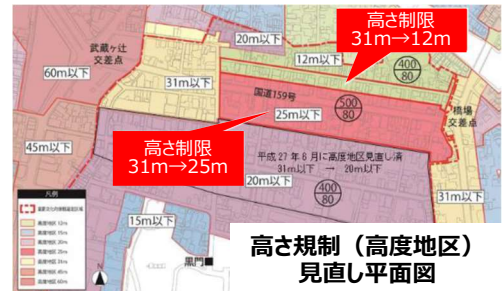
- ・歴史まちづくり法は、社会資本整備総合交付金の高上げ措置など、基本的には予算措置を中心とする誘導的施策ですが、今あるまちなみをいかに守っていくかという規制的な措置をあわせて講じることが歴史まちづくりを遂行するうえでは有効です。そのため、「歴まち計画」策定自治体においては、2期計画認定までに景観計画を策定することを運用指針で位置づけています。特に、歴史まちづくり法の重点区域においては、その風致にあわせた形で景観規制を設けることが重要です。

項目	策定済み	検討中	計	割合（ ）内は検討中を含む割合
景観計画策定	66	11	77	76.7% (89.5%)
屋外広告物条例 (独自条例) 制定	38	6	44	44.2% (51.2%)

認定都市における景観計画策定・屋外広告物条例制定状況



金沢城公園（三の丸）からの眺望



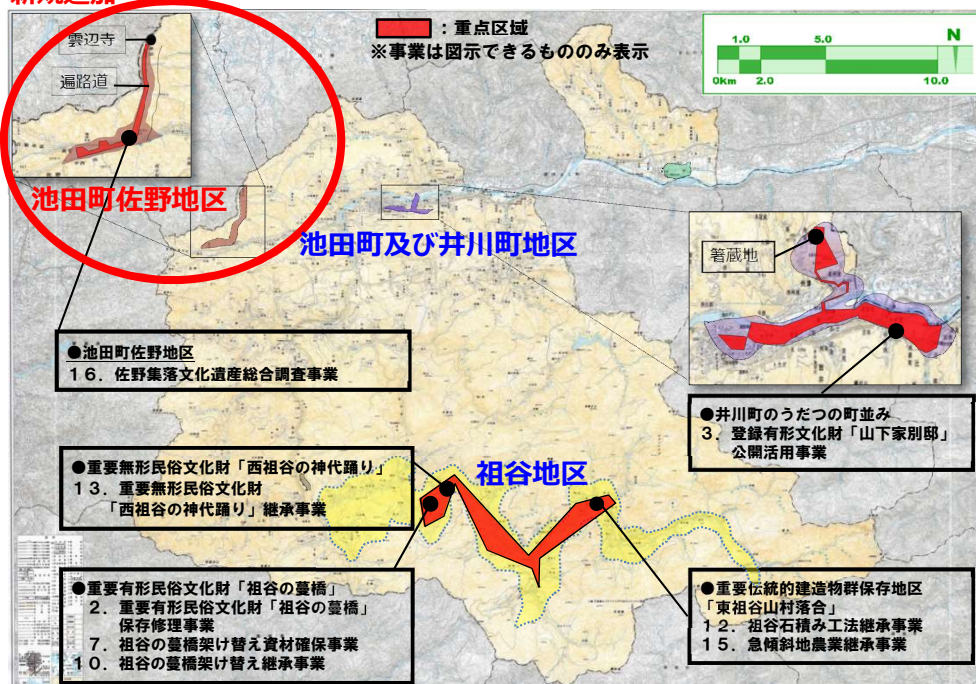
高さ規制（高度地区）
見直し平面図

高度地区の見直しによる景観規制の強化（石川県金沢市）

③ 新たな地域資源の掘り起こし

- ・これまで「歴まち計画」を策定した自治体が重点区域の核として位置付けている文化財等のバリエーションをみると非常に多様であることが把握できます（p5 参照）。そのため、他自治体の計画も参考としながら、各自治体が2期計画の策定機会にポテンシャルのある地域資源の掘り起こしを実現していくことが求められます。
- ・徳島県三好市では、史跡「阿波遍路道」の追加指定を受け、2期計画に当該史跡を核として新たに風致を設定し、「池田町佐野地区」を重点区域に追加し、歴史的資料の発掘や古民家等の調査を実施しています。

新規追加



お遍路さんとお接待



お遍路の道標

「歴まち計画」策定についてお困りごとなどありましたら

お気軽にご相談ください。

〈問い合わせ先〉

名称	電話番号
文化庁 文化資源活用課	03-6734-2415 (直通)
農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課	03-3502-6004 (直通)
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111 (代表)
	03-5253-8954 (直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311 (代表)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171 (代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151 (代表)
	048-600-1905 (直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880 (代表)
	025-370-6571 (直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8571 (直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141 (代表)
中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	082-221-9231 (代表)
	082-511-6195 (直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061 (代表)
	087-811-8314 (直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331 (代表)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031 (代表)
	098-866-1910 (直通)

